

日本ジオパークネットワーク表彰内規

2017年5月9日 理事長決裁

(趣旨)

第1条 内規は、日本におけるジオパーク活動の普及発展に寄与し、その貢献が特に顕著な個人もしくは団体を顕彰するため、必要な事項を定めるものとする。

(表彰該当者)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- (1) ジオパークの活動に10年以上携わり、顕著な功績があった者とする。
- (2) 多額の寄付については、500万円以上で特別功労賞、100万円以上で感謝状とする。
- (3) 前号にかかわらず、特に顕著な功績のあった個人もしくは団体については、日本ジオパークネットワーク理事会において決定する。

(交通費)

第3条 各会員が推薦した個人又は団体の表彰式会場への交通費については、各会員が費用負担するものとする。

附 則

この内規は、2017年5月9日から施行する。